

要介護認定等に係る情報提供の申請をされる方へ

1 申請書について

- ・ 記載例を参考に必要事項を記入してください。
- ・ 最新の認定に係る資料のほか、前回の認定に係る資料が必要な場合は、申請・認定日を2段に書いていただいで構いません。

2 添付書類について

(1) 本人等の場合

- ・ 運転免許証が無い場合は、健康保険証等の公的機関が発行するものの写しを添付してください。(成年後見人が申請する場合は、登記事項証明書等の写しも必要となります。)

(2) 居宅介護支援事業所等の場合

- ・ 契約書の写し(署名部分のみで構いません。)及び担当者等の介護支援専門員証等の写し(白黒で構いません。)の両方を添付してください。

3 手数料について

- ・ 写しの交付が必要な場合は、1枚につき20円の手数料が生じます。
- ・ 認定等資料は、認定調査票 2～4枚(特記事項の枚数で異なります。)、主治医意見書 2枚、1次判定結果 1枚となります。

4 郵送等による申請を希望される場合

- ・ 申請書、添付書類、手数料、返信用封筒(94円切手を貼付したもの。)を下記へ郵送等してください。
- ・ 郵送等の場合の手数料は、現金書留または定額小為替(ゆうちょ銀行で購入できます。)のみとしております。(郵便切手は不可です。)なお、定額小為替でお釣りが生じた場合は郵便切手により返送いたします。
- ・ 手数料を事前に確認したい場合は、下記へお問い合わせ願います。

5 その他

- ・ 居宅サービス計画作成依頼の届出を同時にされる場合は、届出書及び介護保険被保険者証を同封していただいで構いません。認定等資料と被保険者証を同封して返送いたします。
- ・ 他自治体から栗原市に転入し、他自治体の要介護認定を6カ月間引き継ぎ中の方は、栗原市に認定等資料がないため情報提供はできません。転入前の自治体へ問い合わせしてください。

○ お問い合わせ及び郵送先

栗原市市民生活部介護福祉課認定調査係

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

TEL 0228-22-1350